

改正

平成23年4月1日告示第21号
平成24年6月20日告示第32号
平成25年10月4日告示第48号
平成28年3月28日告示第30号
平成31年2月7日告示第4号
令和2年 月 日告示第 号

多可町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における地場産業の振興と町内建築業者等が住宅リフォーム工事を施工することにより、技能・技術の継承及び地域経済の活性化を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内建築業者等 多可町内に事業所を有する建築業者等をいう。
- (2) 住宅 自己所有かつ自己居住の用に供する建築物をいう。
- (3) リフォーム工事 住宅の増築、改築、修繕工事又は住宅の安全性、耐久性、居住性を向上させるための工事をいう。

(交付対象地)

第3条 補助金の交付対象地は、多可町内とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 多可町に住民登録を有し、かつ自らが居住している住宅のリフォーム工事を行う者であること。
- (2) 町内建築業者等がリフォーム工事に着手し、事業費50万円以上で施工すること。
- (3) 補助を受けようとする者は、当該改修工事について町の他の規程による補助を受けていない、又は受けようとするものではないものであること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。

(補助金の額等)

第5条 前条に掲げる補助金の額は、事業費の100分の5に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、工事着手前に次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 第4条の条件を満たすことが証明できる書類
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請が適当であると認め

たときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により通知するにあたり、必要事項を指示することがある。

（交付決定額の変更）

第8条 事業者は、前条の規定により通知された交付決定額の変更を受けようとするときは、次の書類を町長に提出しなければならない。

- （1） 補助金変更交付申請書（様式第3号）
- （2） 工事変更見積書の写し
- （3） その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、第5条の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 事業者は、工事完成後2カ月以内に、次の書類を町長に提出しなければならない。

- （1） 実績報告書（様式第5号）
- （2） 工事費の領収証写し
- （3） 住宅リフォームの完成写真
- （4） その他、町長が必要と認める書類

（補助金の請求及び交付）

第10条 町長は、事業者から提出される補助金請求書（様式第6号）により補助金を交付する。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、当該住宅において1度限りとする。ただし、前項の規定による補助金の交付を受けた後、事業完了日から1年を経過した者は、この限りではない。

（交付決定の取り消し）

第11条 町長は、事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条第1項の取消を決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成23年4月1日告示第21号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月20日告示第32号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年10月4日告示第48号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月7日告示第4号）

この告示は、平成31年3月31日から施行する。ただし、失効の日までに第6条の規定による補助金の交付申請をし、補助対象として適当であることのお知らせを受けた申請者のうち、当該補助対象工事が失効の日を経過して完了し、第9条の規定による実績報告をした場合は、失効の日以後1年間は効力を有する。

附 則（令和2年 月 日告示第 号）

この告示は、令和2年3月31日から施行する。ただし、失効の日までに第6条の規定による補助金の交付申請をし、補助対象として適当であることのお知らせを受けた申請者のうち、当該補助対象工事が失効の日を経過して完了し、第9条の規定による実績報告をした場合は、失効の日以後1年間は効力を有する。